

全員協議会資料

件名：①厚真町個人情報保護法施行条例の制定について

令和5年2月10日

総務課総務人事グループ

厚真町個人情報保護法施行条例の制定について

1 制定の経緯

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、各地方公共団体間での個人情報保護条例の規定・運用の相違により、施策上の不均衡・不整合などの支障が生じていた。こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定し、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合することと、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化したため、今般新たに各地方公共団体において、条例の制定が必要となった。

【見直し前】					【見直し後】
所管	総務省		個人情報保護委員会	各地方公共団体	個人情報保護委員会
法令	行政機関個人情報保護法	独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	個人情報保護条例	新個人情報保護法
対象	国の行政機関	独立行政法人等	民間事業者	地方公共団体等	すべての機関対象

2 定義関係

- (1) 「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という令和3年改正法の目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において独自の定義が定められている個人情報や要配慮個人情報などの用語については、改正後の法律で定める定義に統一することとし、条例で独自の定義を置くことは許容されない。
- (2) 定義関係については、改正後の法律により統一されるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要はない。

3 本条例で定める主な事項

- (1) 開示請求に係る手数料
- (2) 審議会への諮問に関する規定

厚真町個人情報保護法施行条例（案）

1 趣旨【第1条関係】

この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める。

2 定義【第2条関係】

この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 手数料等【第3条関係】

個人情報の保護に関する法律第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は無料とする。保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

4 審査会への諮問【第4条関係】

実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、厚真町情報公開・個人情報保護審査会条例第1条に規定する厚真町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

5 規則への委任【第5条関係】

この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

第1条 施行期日

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第2条 厚真町個人情報保護条例の廃止

厚真町個人情報保護条例は、廃止する。

第3条 経過措置

次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の厚真町個人情報保護条例第13条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報については、秘密に該当しないものであっても、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関の職員である

者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において、指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第15条第1項若しくは第2項、第27条第1項又は第33条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により、審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 前2項の規定は、町外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により、旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。